

「ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部改正」について（概要）

1 趣 旨

地球温暖化対策及び生物多様性の保全に関して、以下の事項を推進するため、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」を改正する。

（1）地球温暖化対策関連

カーボンニュートラルの推進は、世界的な課題であると同時に、全ての県民の皆様に関わる身近な問題でもある。昨年改正された地球温暖化対策推進法では、カーボンニュートラルの実現に向けて、国民をはじめ、国、地方公共団体、事業者等が密接に連携しながら推進しなければならないと定められた。

そのため、本県においても、これまで以上に様々な機関と連携し、県を挙げた取り組みを推進することを規定する。

（2）生物多様性関連

これまで、トキを象徴として、生物多様性の保全や里山里海の保全に県を挙げて取り組んできた。このたびの能登地域におけるトキの放鳥候補地の選定を受け、トキが野生下で生息していた自然環境を取り戻し、これを次の世代に承継する取り組みを加速させなければならない。

そのため、これまで以上に様々な機関と連携し、県を挙げた取り組みを推進することを規定する。

2 主な改正内容

（1）地球温暖化対策関連

県、市町、県民及び事業者等が、密接に連携しながら、地球温暖化対策の取り組みを推進することを規定

（2）生物多様性関連

県、市町、県民及び関係団体等が、トキなどの希少な野生動植物が生息又は生育できる自然環境の再生、保全等の取り組みを推進することを規定